

## 引受事務要領

小松島水先区水先人会

受付方法	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付（所在地：小松島市）</p> <p>(2) 電話による受付（電話番号：0885-32-4789）</p> <p>(3) ファクシミリによる受付（FAX番号：0885-32-4789）</p> <p>(4) 電子メールによる受付（komatsushima-pilot@nifty.com）</p>
受付事項	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
当直表	<p>会員の休息時間及び休日を確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
受付条件	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p>

	<p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。</li> <li>ロ 当該要請が水先開始予定時刻の48時間前から24時間前までに申込みされたものであること。(ただし、24時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。)</li> <li>ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間(0.5時間)及び休息时间(1時間)を含めるものとする。</li> <li>ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。</p>
<p>会員への 連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</li> <li>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。</li> <li>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。</li> </ul>

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	5万総トン未満の船舶（2万総トン以上の危険物積載船を除く。）
3年未満	すべての船舶（5万総トン以上の危険物積載船を除く。）
5年未満	すべての船舶（10万総トン以上の危険物積載船を除く。）

## 安全運航基準

2009/2/18現在

夜間の入出港についての制限、視界の制限、風速波高の制限、水先人の自主使用、接岸速度については以下の通り各係留施設の岸壁使用基準(港湾管理者の決定に基づく)による。

①新港及び係留浮標に関しては使用基準が制定されていないが金磯・赤石岸壁の使用基準に準ずる。

## 1 小松島区岸壁使用基準

岸壁	競合防止	岸壁	夜間制限	視界制限	風速波高	水先人	接岸速度
新港東岸壁 SE	有 S49.9.27	無	無	無	無	無	無
新港北岸壁 SN	有 S49.9.27	無	無	無	無	無	無
新港南岸壁 SS	有 S49.9.27	無	無	無	無	無	無
新港西岸壁 SW	有 S49.9.27	無	無	無	無	無	無
係船浮標 BY	有 S49.9.27	無	無	無	無	無	無
金磯岸壁 新 K-1	有 H19.7.2	有改定 H15.6.1	有 H15.6.1	1,000m 以上	10m/s以下 1.0m 以下	1万D/W 以上	10.0cm/s 以下
暫定措置		H20.8.29					
金磯岸壁 旧 K-2	有 H19.7.2	有改定 H15.6.1	有 H15.6.1	1,000m 以上	10m/s以下 1.0m 以下	1万D/W 以上	
暫定措置		要改正					
赤石岸壁 A-13 13m	有 H19.7.2	有改定 H18.10.1	有 H18.10.1	1000m 以上	10m/s以下 1.0M 以下	1万D/W 以上	10.0cm/s 以下
赤石岸壁 A-10 10m	有 H19.7.2	有 H18.10.1	有 H18.10.1	1000m 以上	10m/s以下 1.0M 以下	1万D/W 以上	10.0cm/s 以下

## 2 水深( 関連資料を参照)

本船喫水の制限 (2005/5/26)制定

I 本船喫水に対する余裕水深は、下記の基準を原則とする

①入出港水路において、喫水の10%以上を確保する

②係留場所において、喫水9m未満の船舶については50cm以上を確保する

喫水9m以上14m未満の船舶については喫水の8%以上を確保する

II 入出港可能最大喫水は、潮高を利用して上記①, ②, 以上の余裕水深に限り、

表記又は海図、港湾課の水深までとする

III注:上記 ② については当分の間''係留場所において、喫水の10%以上を確保する''とする

## 水深関連資料

岸壁名称	岸壁長さ	岸壁方位	側傍水深公称D1	側傍水深測量	側傍水深海図	水路水深D2	常時引受喫水	喫水UKC10% (D/1.1)	入出港可能最大喫水 (潮高利用)	喫水実績	船長制限最大	船長実績	対象船舶総トン (制限) 実績
新港東岸壁 SE	150	357	9.00	8.20 H12.8	7.90	7.80	8.50	8.18	8.50	8.30	175M	167.00	10,000 X 1
新港北岸壁 SN	218	266	6.40		6.60	6.00	5.82	5.82	5.82	3.70		84.00	2,500 X 2
新港南岸壁 SS	221	276	6.40		6.60	5.00	5.82	5.82	5.82	5.45		102.70	2,500 X 2
新港西岸壁 SW	91	356	6.50		6.70	5.00	5.91	5.91	5.91				1,000 X 1
係船浮標 BY	250	304	9.00		8.90	9.00	8.50	8.18	8.50	7.48	175M	96.30	10,000 X 1
金磯岸壁 新 K-1 暫定措置	210	222	11.00	10.40 H12.8	11.00	11.00	*10.00	10.00	(11/1.1)+ (潮高/1.1) M	10.75	1船210M 2船375M	205.04 (240.96)	20,000DWX1 51,493DWT KITE ARROW
金磯岸壁 旧 K-2 暫定措置	170	222	9.00	8.40 H12.8	8.00	11.00	*8.50	8.18	(9/1.1)+ (潮高/1.1) M	8.75	船間 30M 屈折部より 10M以上	177.46	20,000DWX1
赤石岸壁 A-13 13m	260	060	13.00	13.10 H14.	13.00	13.00	*11.80	11.82	(13/1.1)+ (潮高/1.1) M	11.73	1船210M 2船380M 船間 30M	225.00 209.99	40,000DW 53,526DWT ALBANY PIONEER
赤石岸壁 A-10 10m	170	060	10.00	10.00 H16.10	10.00	13.00	*9.00	9.09	(10/1.1)+ (潮高/1.1) M	9.60	1船210M 2船380M 船間 30M	182.67	12,000DW 29,109DWT LE CONG